（業務部に置く課等）

第三百一条　［略］

２　［略］

３　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括審査官	特別審査官
函館税関	二人	二人
東京税関	二十七人	一人
横浜税関	十人	一人
名古屋税関	八人	一人
大阪税関	七人	二人
神戸税関	九人	二人
門司税関	三人	一人
長崎税関	二人	二人
合　計	六十八人	十二人

［略］

（管理課の所掌事務）

第三百二条　管理課は、次に掲げる事務（税関訟務室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第二百六十五条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

［二・三　略］

２　［略］

（収納課の所掌事務）

第三百三条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割（以下この条及び第三百六十六条において「関税等」という。）の納付又は徴収に関すること。

［二～九　略］

２　［略］

（税関訟務官）

第三百十六条　東京税関の業務部に、税関訟務官二人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の業務部に、税関訟務官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（関税鑑査官）

第三百十七条　東京税関の業務部に、関税鑑査官十六人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ八人以内を、名古屋税関の業務部に、関税鑑査官七人以内を、門司税関の業務部に、関税鑑査官二人以内を、函館税関及び長崎税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ一人を置く。

［２・３　略］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［同上］

２　［同上］

３　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括審査官	特別審査官
函館税関	一人	二人
東京税関	二十七人	一人
横浜税関	十人	一人
名古屋税関	八人	二人
大阪税関	七人	二人
神戸税関	九人	二人
門司税関	三人	一人
長崎税関	二人	二人
合　計	六十七人	十三人

［同上］

（管理課の所掌事務）

第三百二条　管理課は、次に掲げる事務（税関訟務室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第二百六十五条第一項各号の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

［二・三　同上］

２　［同上］

（収納課の所掌事務）

第三百三条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割（以下この条及び第三百五十一条において「関税等」という。）の納付又は徴収に関すること。

［二～九　同上］

２　［同上］

（税関訟務官）

第三百十六条　東京税関及び門司税関の業務部に、税関訟務官それぞれ二人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、税関訟務官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（関税鑑査官）

第三百十七条　東京税関の業務部に、関税鑑査官十六人以内を、横浜税関及び大阪税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ八人以内を、名古屋税関の業務部に、関税鑑査官七人以内を、神戸税関の業務部に、関税鑑査官六人以内を、門司税関の業務部に、関税鑑査官二人以内を、函館税関及び長崎税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ一人を置く。

［２・３　同上］